

「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令（案）」に関する意見について

平成25年5月24日

北海道農政部食の安全推進監

次の事項について、国が責任を持って対応していただきたい。

- 1 国内の生産者や流通関係者ならびに消費者に無用の混乱をきたさないため、厚生労働省が、全国同一のリスク管理やSRMの分別管理の指導強化に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること
また、混乱を招き、牛肉の消費が低迷した場合、牛肉の消費拡大等の措置を行うこと
- 2 飼料規制やSRMの除去などのBSE対策の有効性について、広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと
- 3 非定型BSEなど、安全に係わる新たな問題が確認された場合は、速やかな対応をすること
- 4 国は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について、ロードマップを作成し、国民に説明を行うこと
- 5 非定型BSEを含めた調査研究を推進すること